

「無線従事者規則」の改正に伴い

平成20年4月1日から

# 無線従事者免許申請書の様式が変わります



## 新しい申請書について

現行の特殊サイズの様式から、A列4番（A4）サイズのものに変更されます。また、新様式は平成20年4月から電波利用ホームページなどからダウンロードが可能となります。

### 【新様式の一例】

平成20年4月1日からお使いいただけます。

### 【現行様式の一例】

平成20年3月31日までお使いいただけます。

## 第1級総合無線通信士等の資格の申請の際には署名が必要となります

平成20年4月1日以降に以下の資格の免許・訂正・再交付の申請を行う際には、申請書の署名欄に署名する必要があります。

### 【対象となる資格】

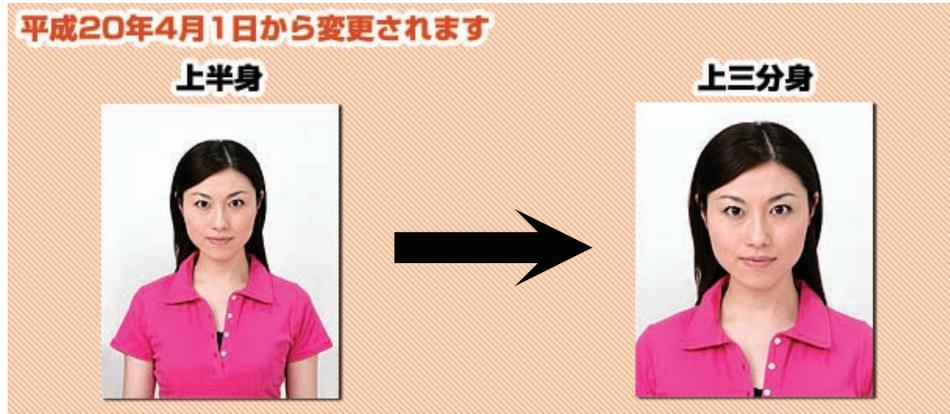
- 第1級～第3級総合無線通信士
- 第1級海上特殊無線技士

- 第1級～第4級海上無線通信士
- 航空無線通信士

## 申請の際にちょう付する写真の規格の一部が変わります

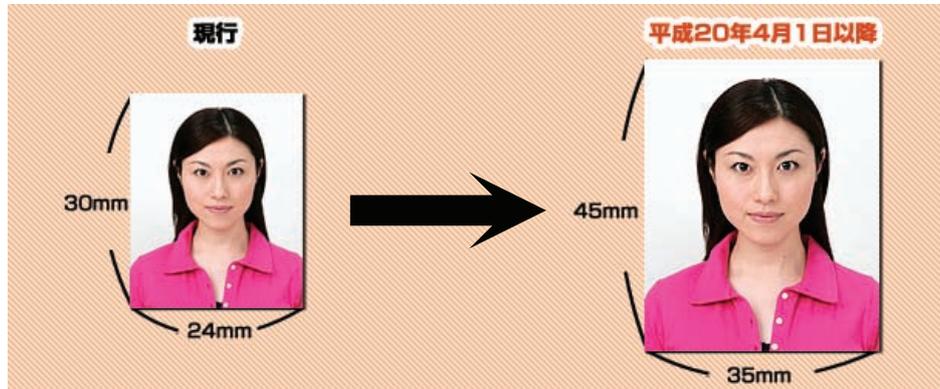
### ■被写体の大きさについて

平成20年4月1日以降、全ての資格について、「上三分身が撮影された写真」をちょう付して申請することとなります。



### ■第1級海上特殊無線技士の写真のサイズについて

平成20年4月1日から、第1級海上特殊無線技士の免許申請書等にちょう付する写真のサイズが変わります。



## お問い合わせは……

関東総合通信局 無線通信部 航空海上課 無線従事者担当  
〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎  
電話：03-6238-1749